

ファンド概況

基準価額・純資産総額

基準価額	9,938円
純資産総額	0.7億円

税引前分配金実績 (一万口あたり)

第1期	2018年10月	0円
第2期	-	-
第3期	-	-
第4期	-	-
第5期	-	-
設定来累計		0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<決算日>

原則として毎年10月7日とします。但し、当該日が休業日の場合は、翌営業日を決算日とします。

基準価額変動の要因分解

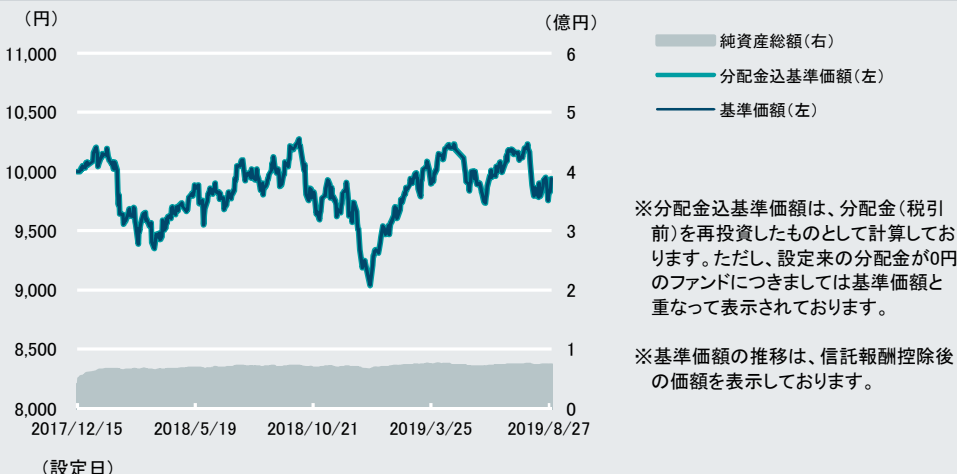
対象期間: 2019年8月1日～2019年8月30日

基準価額の変動金額	-249
株式部分	-93
債券部分	144
為替部分	-295
分配金	0
信託報酬その他部分	-5

注)各資産クラスの組入ETF毎の要因分解です。※金額は、対象期間における基準価額の変動を表したものです(円未満を四捨五入)。※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧下さい。

運用実績

設定来の基準価額の推移



騰落率 (税引前分配金込)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-2.44%	1.23%	0.35%	-1.08%	-	-0.62%

ポートフォリオの状況

資産クラス別構成比及び寄与(円)

資産クラス	ファンド名	比率(%)	寄与(円)
株式	Xトラッカーズ MSCI ワールド UCITS ETF	49.2%	-93
	Xトラッカーズ II グローバル・アグリゲート・ボンド・スワップ UCITS ETF	48.8%	144
債券	現金等	2.0%	-

※比率は純資産総額を100%として計算しております。

組入ファンドの月間騰落率

資産クラス	ファンド名	騰落率(%)
株式	Xトラッカーズ MSCI ワールド UCITS ETF	-2.05%
債券	Xトラッカーズ II グローバル・アグリゲート・ボンド・スワップ UCITS ETF	3.04%

※騰落率は、ETFの通貨で計算しております。

株式

順位	国別構成比率	比率(%)	通貨別構成比率	比率(%)
1	アメリカ	63.11%	アメリカ・ドル	63.78%
2	日本	7.98%	ユーロ	10.38%
3	イギリス	4.93%	日本・円	7.98%
4	フランス	3.69%	イギリス・ポンド	5.37%
5	カナダ	3.44%	カナダ・ドル	3.54%

債券

順位	国別構成比率	比率(%)	通貨別構成比率	比率(%)
1	アメリカ	39.30%	アメリカ・ドル	45.06%
2	日本	16.79%	ユーロ	23.88%
3	フランス	5.78%	日本・円	16.35%
4	ドイツ	4.95%	イギリス・ポンド	4.50%
5	イギリス	4.91%	カナダ・ドル	2.58%

※比率は純資産総額を100%として計算しております。

※債券の国別・通貨別構成比率は投資対象ETFが連動を目指す「ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス」の数値を使用しております。傾向を見るための参考値としてご参照下さい。※ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ビーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ビーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ビーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンスサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

## ファンド・マネジャーのコメント

### 【投資環境】

8月の世界株式市場で株価は下落しました。トランプ米大統領が中国からの輸入品3,000億米ドル相当に対して10%の関税を課すと表明したことや、中国が報復措置をとると表明したこと等から米中貿易戦争の激化懸念が高まり、株価は下落しました。その後も、世界的な金融緩和期待が株価の下支えになったものの、米中間の対立が続いたことや、世界経済が景気後退に入るとの懸念等が重石となりました。

8月の主要国の10年国債利回り(長期金利\*)は、米国、欧州(ドイツ)ともに低下(価格は上昇)しました。米国では、トランプ大統領が対中追加関税第4弾を発表したこと等を背景に世界的にリスク回避的な流れが広がり、安全資産としての米国国債が買われました。また、貿易摩擦激化が経済に及ぼすマイナスの影響を緩和するため、米連邦準備制度理事会(FRB)が次回9月の会合で追加利下げを決定するとの観測も金利の低下要因となりました。欧州においても、米中貿易摩擦の対立激化を背景としたリスク回避的な動きの広がり等を受けて、長期金利は低下しました。また、ドイツを中心としたユーロ圏域内の景気指標の減速基調等も、欧州国債市場への資金流入を加速させる要因となりました。

\*金利: 債券価格は金利変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には債券価格は上昇し、逆に金利が上昇した場合には債券価格は下落する傾向があります。

## ファンドの特色

- 1 主に日本を含む先進国の株式及び債券に分散投資を行います。
- 2 株式と債券の配分比率については、均等とすることを基本とします。
- 3 2つの資産クラスへの投資にあたっては、それぞれの投資対象資産の代表的な指数の動きに連動させることを目指した上場投資信託証券(ETF※)に投資を行います。

資産クラス	投資対象 ETF
株式	Xトラッカーズ MSCI ワールド UCITS ETF
債券	Xトラッカーズ II グローバル・アグリゲート・ボンド・スワップ UCITS ETF

※ETFとは、Exchange Traded Fundsの略称で、金融商品取引所に上場されている投資信託です。

※上記は本書作成日現在の投資対象ETFに関する情報です。投資対象ETFは、今後変更となる場合があります。

- 4 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### ① 株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ② 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ③ 信用リスク

株価及び債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ④ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ⑤ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ⑥ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### ETFへの投資にあたっての留意点

当ファンドが投資するETFには、対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引を用いて、対象指数に連動した投資成果を目指すETFが含まれます。スワップ取引においては、スワップカウンターパーティの信用リスクが存在します。なお、スワップ契約の多くは契約担保の提供をスワップカウンターパーティに求める内容となっており、万が一スワップカウンターパーティが破綻しても、受け入れた担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。

※スワップカウンターパーティとは、スワップ取引の契約の相手方のことをいいます。

### その他の留意点

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

# ドイチェ・ETFバランス・ファンド

愛称: プラチナコア

追加型投信 / 内外 / 資産複合



## 月次報告書

設定・運用 : ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

## お申込みメモ

申込締切時間 / 購入・換金申込 受付不可日 購入価額 購入単位 信託期間 / 繰上償還	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、受付を行いません。 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。 信託設定日(2017年12月15日)から無期限 ただし、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。 原則として毎年10月7日(休業日の場合は翌営業日)とします。 年1回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
決算日 収益分配	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注) 法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。 非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度(つみたてNISA)の適用対象です。
換金価額 換金単位 換金代金 課税関係	

## ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	ありません
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> を乗じて得た額
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担(①+②) * 年率 <b>0.4238% ± 0.01%</b> (税込/概算)** * 消費税率が10%になった場合は、年率 <b>0.4285%</b> となります。
		①当ファンド 信託財産の純資産総額に対して年率 <b>0.2538% ± (税抜 0.235%)</b> * 消費税率が10%になった場合は、年率 <b>0.2585%</b> となります。 ②投資対象ETF 実質年率 <b>0.17% ± 0.01%</b> (概算)**
その他の費用・手数料		当ファンド及び組入ETFにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、租税等(ETFがスワップ取引を通じて負担するものを含みます。)がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 <b>0.10%を上限</b> とします。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

\* 概算値のため、当ファンドにおける実際のETFの組入状況等によっては変動することがあります。  
※ 収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。  
※ 「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。  
※ 投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 委託会社、その他の関係法人

- 販売会社: 当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。
- 委託会社: ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号  
加入協会: 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
信託財産の運用指図等を行います。  
ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
- 受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

## ご留意事項

投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。  
当資料は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。運用状況により、分配金が支払われないこともあります。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。当資料記載の個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄または企業の株式等の売買を推奨するものではありません。ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自分で判断して下さい。

P-190621-2S

当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会				備 考
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○		○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第61号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○	